

## 保健福祉施策に関する提言

保健福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1. 生活保護制度等について

(1) 生活保護制度については、受給者が増加し続けている都市自治体の危機的状況に対処し、必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも制度が国民の信頼に応えることができるよう、就労による自立の促進、不正・不適正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を円滑に実施するため、所要の措置を講じること。

また、最後のセーフティネットとして持続可能な制度とするため、今後も都市自治体と協議し、その意見を制度に反映すること。

(2) 生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響が市民生活に及ぶことがないよう必要な措置を講じること。

(3) 生活困窮者自立支援制度を円滑に運営するためには、相当の財源とマンパワーを要することや、関係機関の機能と役割の整理が必要であること等から、都市自治体をはじめ、現場を担う社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等の関係者と丁寧に協議を行い、その意見を十分反映すること。

また、持続可能な制度となるよう、国の責任において、人材の育成や法人等の参入を促進するための措置を行うとともに、十分な財政支援を講じること。

さらに、事業実施後の検証を行うに当たっては、都市自治体等から広く意見を聞き、制度に反映させること。

(4) 生活保護に係る財源負担については、生活保護が憲法に基づき、国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、本来全額国庫負担とすべきであること。

なお、それまでの間、急激な受給世帯増加による都市自治体の負担増に対し、十分な財政措置を講じること。

(5) セーフティネット支援対策等事業について、十分な財源を確保すること。

(6) 級地区分について、地域の実情に即したものにすること。

(7) 地理的条件の悪い地域に居住する生活保護受給者が日常生活上の用に供する自動

車の保有条件を緩和すること。

(8) 入学準備金について、実態に即したものとすること。

(9) 借家において単身の生活保護受給者が死亡した場合の家財処分費等について、財政支援措置を講じること。

(10) 生活保護費の障害者加算の認定に当たって、精神障害者については、国民年金保険料の納付者と未納者で不均衡が生じないように制度を改めること。

(11) 介護保険法における住所地特例の対象となった生活保護受給者について、入所前の住所地の福祉事務所を管轄する自治体が、継続して各種扶助費支給等の生活保護に係る実施責任を担うようにすること。

2. 民生委員の担い手の確保と活動しやすい環境づくりのため、その役割や位置付けを明確にし、処遇改善を図るべく、関係法令の見直しを行うこと。

また、改選時期を地域の実情に合わせ柔軟に設定できるようにすること。

3. 一人暮らし高齢者等の孤立死等を防止するため、個人情報の取扱いや立ち入り調査の要件緩和に係るガイドラインを作成するなど、必要な措置を講じること。

4. 都市自治体における子ども・若者計画の策定、子ども・若者支援地域協議会及び相談センターの設置・運営について、財政支援及び人的支援の措置を講じること。

5. 生計困難者が確実に調剤を受けられるよう、無料低額診療事業について見直すこと。